

これでバッチリ！ 横須賀市の公園まるわかり

種類	種別	数	面積(m ²)	例	説明	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	375	780,346	119m ² ～17,082m ² まで多様。平均2,081m ²	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	22	399,188	くりはまみんなの公園もコレ。はまゆう公園も運動公園でなくコレ	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。	
		地区公園	1 (1)	33,939	佐原2丁目公園は運動公園ではなくコレ。県の塚山公園	主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1ヶ所を誘致距離1kmの範囲内で、1ヶ所当たり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)においては、地域の状況に応じ1ヶ所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	1	212,585	長井海の手公園(ソレイユの丘)	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	5	342,645	追浜、大津、不入斗、西、衣笠	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。	
特殊公園	風致公園	4	385,963	旗山崎公園、荒崎公園、鷹取山公園、衣笠山公園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	1	37,597	しょうぶ園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。	
	歴史公園	4	101,120	夏島公園、ペリー公園、三笠公園、猿島公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保護・活用及び風土の保全を図り、広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の重要性等に応じ適宜配置する。	
	墓園	—	—	—	その面積の2/3以上を静的な屋外レクリエーションの場として利用される園地等と墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配慮する。	
大規模公園	広域公園	— (1)	—	県の観音崎公園	主として一つの市町村区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等の広域的なブロック単位毎に容易に利用可能な場所、1ヶ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	—	—	—	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択的に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良い地域を主体に、大規模な都市公園を核として、各種レクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所で、全体面積1,000haを標準に配置され、「都市計画公園地区」「休泊地区」「保全地区」の3地区により構成される。	
緩衝緑地	1	4,656	佐原緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害や災害の状況に応じ配置する。		
都市林	—	—	—	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的に、市街地及びその周辺部のまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然環境の復元を図り、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。		
広場公園	—	—	—	市街地の中心部の商業、業務系の土地利用が行われる地域における施設利用者の休息のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。		
都市緑地	23	1,393,184	広さNo.1花の国、No.2梅の里、No.5光の丘水辺公園など	主として、都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1ヶ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において、良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市の環境改善を図るために緑地を設ける場合は、その規模を0.05ha以上とする。		
緑道	—	—	—	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区内または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。		
国営公園	—	—	池子～二子山～大楠山～小網代を三浦半島国営公園にしよう	一つの都道府県の区域を越えるような広域的な利用に供されることを目的として、国が設置する大規模な公園(イ号公園)は、一般の交通機関による到達距離が200kmを越えない範囲において、1ヶ所当たり面積概ね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念行事等として設置する公園(ロ号公園)においては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。		
(国の設置する公園)	—	—	と逗子・葉山・横須賀・三浦が国に要望中			

※他に、県の2公園がある。観音崎公園(広域公園)と塚山公園(地区公園)。数の欄にはカッコで示した。国の公園はない。

※街区：0.5km×0.5kmの範囲(25ha)を示す。街区公園は1街区住区あたり1ヶ所配置される。

※近隣：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位。近隣公園は4街区住区あたり1ヶ所配置される。

※地区：2.0km×2.0kmの範囲(400ha)の居住単位。地区公園は4近隣住区あたり1ヶ所配置される。